

## 防犯ステッカーデザイン利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、防犯ステッカーデザインの利用に関する必要事項を定め、もって防犯対策の強化及び警察への通報しやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、防犯ステッカーデザインとは、県が制作した別紙のデザインをいう。

### (権利)

第3条 防犯ステッカーデザインの利用に関する一切の権利は県に帰属する。  
2 写真等の利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として承認しない。

### (申請)

第4条 防犯ステッカーデザインを利用しようとする者は、あらかじめ「防犯ステッカーデザイン利用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を県民生活環境部生活文化課長（以下「生活文化課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄を変更、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

(1) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的の放送又は記事等に利用するとき。

(2) その他、生活文化課長が適当と認めたとき。

2 防犯ステッカーデザインは、営業又は販売物に利用することはできない。

### (資格要件)

第5条 防犯ステッカーデザインを利用しようとする者は、以下の各号を全て満たすものとする。

(1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(2) 茨城県内に所在地を有する者であること。ただし、茨城県外に所在地を有するが、生活文化課長が適当と認める場合はこの限りではない。

### (承認の範囲)

第6条 生活文化課長は、第4条の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

(1) 茨城県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。

(2) 犯罪抑止、防犯対策の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められるとき。

(3) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

(4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。

(5) 営業又は販売物に利用すると認められるとき。

(6) その他、生活文化課長が不適切と認めたとき。

(利用承認)

第7条 生活文化課長は、前条の承認をするときは、「防犯ステッカーデザイン利用承認通知書」(様式第2号)により申請者へ通知する。

2 生活文化課長は、利用を承認しない場合は、「防犯ステッカーデザイン利用不承認通知書」(様式第3号)により申請者へ通知する。

(利用期間)

第8条 利用期間は、最長5年間までとする。

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 防犯ステッカーデザインを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用し、生活文化課長の指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。

(3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。

(4) 防犯ステッカーデザイン利用承認物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。

(5) 当該利用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 防犯ステッカーデザインが掲載された印刷物等を発行した企業は、県の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。

3 防犯ステッカーデザインを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第11条 防犯ステッカーデザインの利用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「防犯ステッカーデザイン利用変更承認申請書」(様式第4号)を生活文化課長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、承認された内容の軽微な変更は、この限りではない。

2 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第12条 生活文化課長は、防犯ステッカーデザインの利用がこの要領又は承認内容に反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者はその請求等に従わなければならない。

(責任の制限)

第13条 前条の規定により、防犯ステッカーデザインの利用承認を取り消した場合、利用承認を受けた者に損害が生じても、茨城県はその責めを負わない。

2 防犯ステッカーデザインの利用承認を受けた者が当該デザインの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、茨城県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 茨城県は、利用承認を行ったことに起因し、利用者が生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、防犯ステッカーデザインの利用に関して必要な事項は、生活文化課長が別に定めるところによる。

付 則

この要領は、令和4年10月21日から施行する。

別記

《デザイン1》



《デザイン2》



茨城県県民生活環境部生活文化課長 殿

申請者 住所（所在地）

〒

氏名（名称及び代表者名）

防犯ステッカーデザイン利用承認申請書

下記のとおり防犯ステッカーデザインを利用したいので、申請します。

- 1 利用対象物件
- 2 利用方法
- 3 利用目的
- 4 数量
- 5 利用期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
- 6 添付書類
  - (1) 企業、団体等概要書
  - (2) 利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト等）
  - (3) その他参考になるもの
- 7 担当者様連絡先
  - (1) 職・氏名
  - (2) 電話番号
  - (3) F A X
  - (4) E-MAIL

申請者 〇〇 殿

茨城県県民生活環境部生活文化課長

防犯ステッカーデザイン利用（変更）承認通知書

下記のとおり、防犯ステッカーデザインの利用（の変更）を承認します。

- 1 利用対象物件
- 2 利用方法
- 3 利用目的
- 4 数量
- 5 利用期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日  
（変更：令和〇年〇月〇日）

申請者 ○○ 殿

茨城県県民生活環境部生活文化課長

防犯ステッカーデザイン利用（変更）不承認通知書

下記の理由により、防犯ステッカーデザインの利用（の変更）は不承認とします。

- 1 利用対象物件
  
- 2 不承認の理由

茨城県県民生活環境部生活文化課長 殿

申請者 住所（所在地）

〒

氏名（名称及び代表者名）

防犯ステッカーデザイン利用変更承認申請書

〇年〇月〇日付け生文第〇号で承認を受けた内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

- 1 承認通知  
〇年〇月〇日付け生文第〇号
- 2 利用対象物件
- 3 変更内容
- 4 添付書類
  - (1) 利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト等）
  - (2) その他参考になるもの
- 5 担当者様連絡先
  - (1) 職・氏名
  - (2) 電話番号
  - (3) F A X
  - (4) E-MAIL